
サステナビリティ経営の重要性とデータ活用

エネルギー環境保全マネジメント研究部会

横山 健児

持続可能な環境社会に向けた行動指針とICTの活用

SDGsやカーボンニュートラルが注目される中，エネルギー，廃棄物，生物多様性問題とICTの活用に関する調査研究をマクロ的視点(政策・技術)とミクロ的視点(実務)の両面から実施。

※専門家の講演会を中心に月1回程度定例会を開催（第4火曜日17：00～18：30）

秋の18講座・秋の夜学校とファシリティマネジメントフォーラムでの発表テーマ

	秋の18講座・秋の夜学校	ファシリティマネジメントフォーラム
2024年度	サステナビリティ経営の重要性とデータ活用	
2023年度	脱炭素に向けた新たな展開と生物多様性	GX実現に向けた政策と石炭・原子力・バイオマスの新技術
2022年度	環境関連法とマスコミ報道からみた環境エネルギー分野の最新動向	脱炭素と廃棄物処理における最新動向とデータプラットフォームの必要性
2021年度	カーボンニュートラルとエネルギー政策の動向	エネルギーと廃棄物問題に求められるコスト負担と協調性
2020年度	持続可能性からみる地球環境の行方	持続可能性と新たな街づくり
2019年度	再生可能エネルギーを取り巻く最新動向	経営課題となった脱炭素・循環型社会・職場環境の動向

●国連グローバル・コンパクト (UN Global Compact) <2000年>

国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くための世界最大のサステナビリティイニシアチブ。

UN Global Compactに署名する企業・団体は、人権の保護、不当な労働の排除、環境への対応、そして腐敗の防止に関わる10の原則に賛同する企業トップ自らのコミットメントのもとに、その実現に向けて努力を継続。2021年世界約160か国、17,500を超える企業・団体が署名。

●責任投資原則(PRI:Principles for Responsible Investment) <2006年>

国連環境計画・金融イニシアチブ (UNEP FI) と国連グローバル・コンパクト (UNGC) が策定。環境や社会全体に利益をもたらす持続可能な国際金融システムの達成を目指し、機関投資家等が環境 (E:Environment) 、社会 (S:Society) 、ガバナンス (G:Governance) を巡る課題を投資の意思決定プロセスに組み込むことを提唱する原則。ESG課題への取り組みについて報告書を原則毎年提出する義務があり、PRIによる評価が一定基準を満たさないと除名の対象となる。

●持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) <2015年>

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成。

●国際会計基準 (IFRS) 財団傘下のInternational Sustainability Standards Board (ISSB) <2023年>

国際的な議論やパブリックコメントを得て、2023年6月26日にサステナビリティ開示基準の「IFRS S1」と「IFRS S2」を公表

世界的な環境イニシアティブ

● CDP

英国の慈善団体が管理する非政府組織（NGO）で、投資家、企業、国家、地域、都市が自らの環境影響を管理するためのグローバルな情報開示システムを運営。対象は気候変動、水セキュリティ、フォレスト。

● SBT (Science Based Targets)

CDP、国連グローバルコンパクト（UNGC）、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）が共同で運営する国際的なイニシアチブ。企業における温室効果ガス排出削減目標のことで、科学と整合した目標設定が求められる。

● RE100

企業の自然エネルギー100%を推進する国際ビジネスイニシアチブ

● EV100

企業による電気自動車の使用や環境整備促進を目指す国際イニシアチブ。

● EP100 (Energy Productivity100%)

事業のエネルギー効率を倍増させることを目標とした国際イニシアチブ。

● TCFD

気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）。

企業等に対し、気候関連のリスクと機会に関してガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標について開示することを推奨。

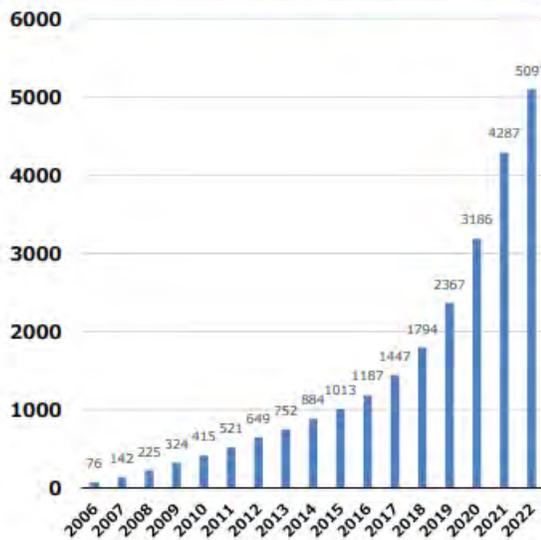
● TNFD

自然関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Nature-related Financial Disclosure）。

企業等に対し、自然関連の依存、リスク、機会に関してガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標について開示することを推奨。

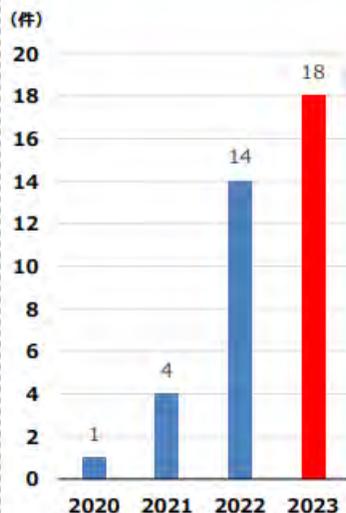
- 昨今の投資家側もPRIに署名した機関投資家数の急増や、気候関連等の株主提案の件数の増加など、サステナビリティ課題に対する**投資家の関心の高まり**。
- また、**消費者市場や労働市場**においても、サステナビリティに対する変化が見られる。
 - アンケート回答者の**消費者の8割以上がプレミアム価格を支払ってもサステナビリティに配慮した製品を購入したいと回答**。（BAIN & COMPANY「日本とアジア太平洋地域における消費者のサステイナブル意識調査」（2022年1月））
 - アンケート回答者の**2割近くの学生が、就職先企業を選ぶ上で「SDGsに対する姿勢や取組」を挙げた**。（2023年に株式会社IDEATECHが実施したアンケート）

国連の投資責任原則（PRI）の署名機関数



（出所）Principles for Responsible Investmentウェブサイト（2023年6月末時点）を基に経済産業省作成

気候関連等の株主提案の件数



（出所）三菱UFJ信託銀行、「2022年6月総会の状況（確報版）株主総会編」、「2023年6月総会の状況（速報版）」を基に経済産業省作成

＜2023年の主な提案内容＞

- 投資ポートフォリオを**2050年炭素排出実質ゼロを求めるパリ協定1.5度目標に整合させるための移行計画の策定及び開示**を行う旨を定款に追加的に規定することを求める。
- パリ協定目標と整合する**中期及び短期の温室効果ガス削減目標を含む事業計画の策定及び開示**を行う旨を定款に追加的に規定することを求める。
- 新規の重要な**資本的支出と2050年温室効果ガス排出実質ゼロ達成目標との整合性評価の開示**を行う旨を定款に追加的に規定することを求める。
- 2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標に基づき、**重要な戦略的資本投資を、いかに2050年炭素排出実質ゼロシナリオと整合させるかについて明記した方針を策定し、開示**を行う旨を定款に追加的に規定することを求める。
- パリ協定の目標に沿った**温暖化ガス排出量削減にかかる科学的根拠に基づく短期的及び中期的目標を達成するための事業計画を策定し公表**することを定款に追加することを求める。

経産省サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するWG、「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書（中間整理）－概要版－」（2023年7月18日）

世界全体として2018-2020年は15%， 2016-2020年は55%という大きな成長率

※ヨーロッパでは2020年に算出方法が変更となったため減少

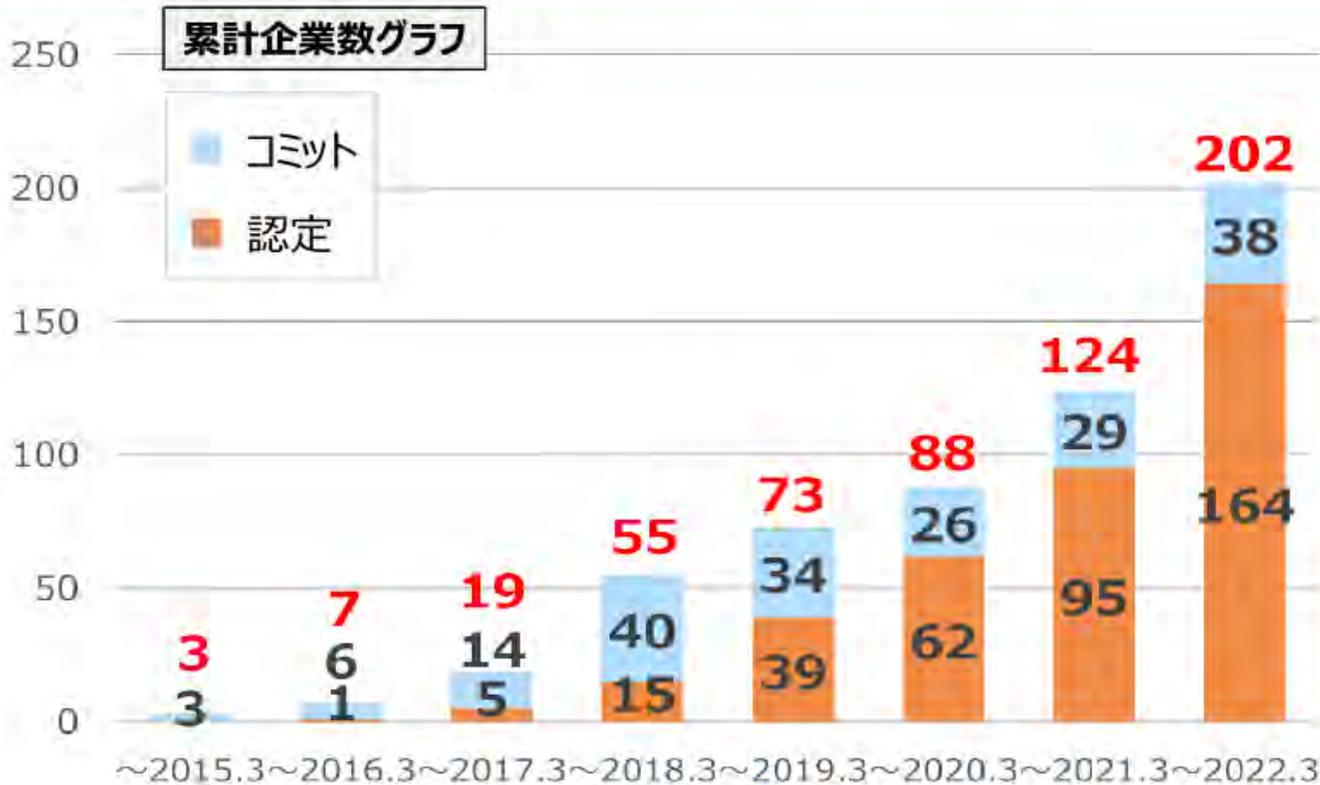


出典：The Global Sustainable Investment Alliance (GSIA), GLOBAL SUSTAINABLE INVESTMENT REVIEW 2020から作成

SBTに参加する日本企業の認定数が更に増加 2023年3月1日現在



- 2021年度に69社が認定を取得し、認定企業数では世界2位を維持
- 日本企業の取組拡大は2018年以降、一定数増加



※2023年3月1日までに認定企業369社、コミット企業69社、合計438社まで拡大。

[出所]Science Based Targetsホームページ Companies Take Action(<http://sciencebasedtargets.org/companies-taking-action/>)より作成

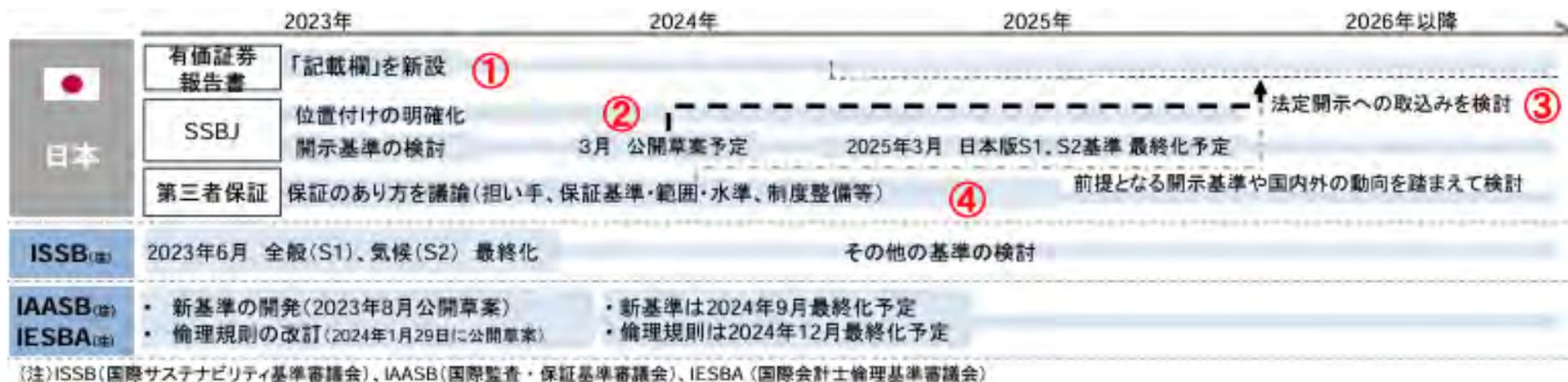
- **年金積立金管理運用独立行政法人（Government Pension Investment Fund : GPIF）がPRIに署名〈2015年〉**
- **コーポレートガバナンス・コード改訂 〈2021年〉**

「プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき」という文章を追加
- **「プライム市場」に上場する企業のTCFD開示義務化 〈2022年〉**
- **企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正 〈2023年〉**

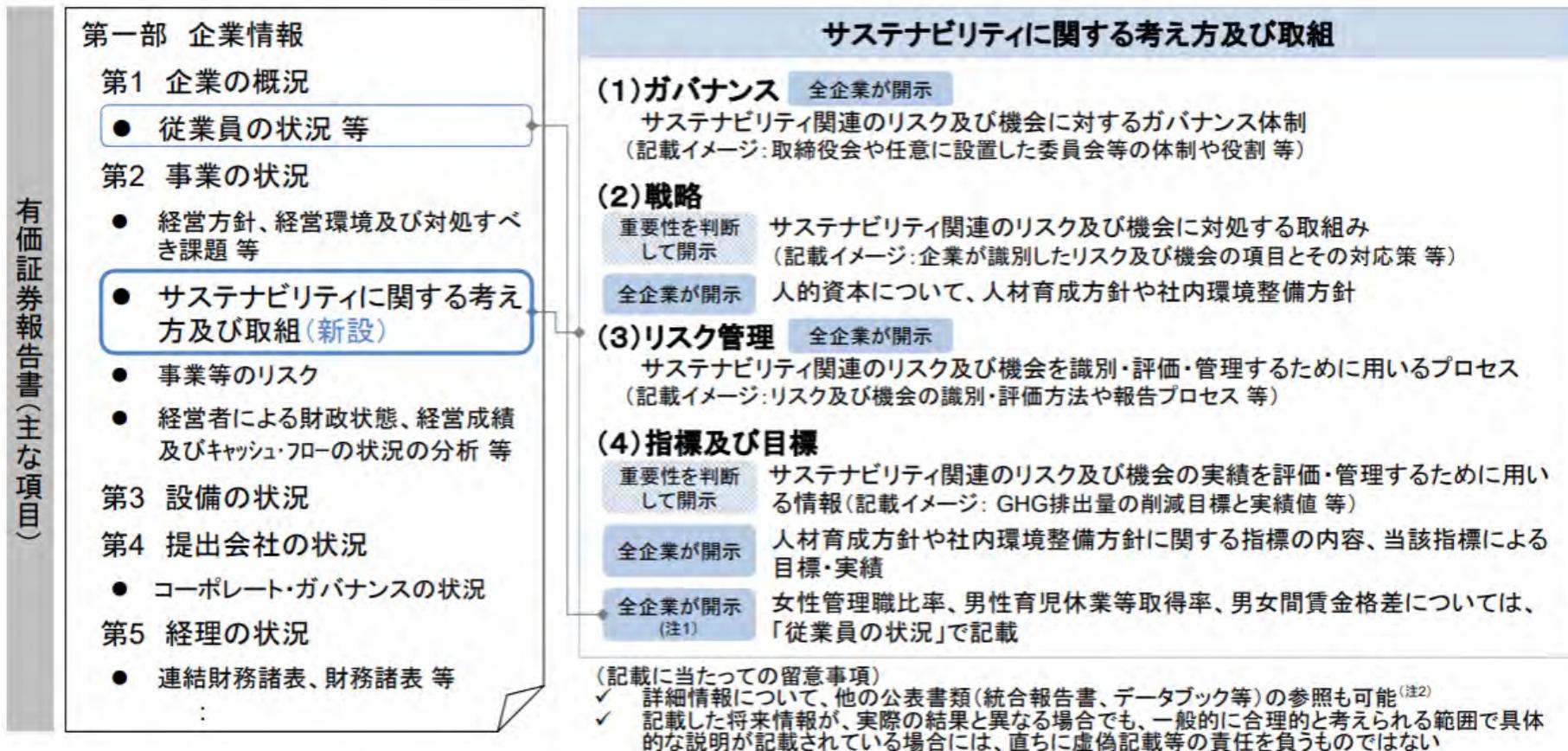
有価証券報告書等において「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設しサステナビリティ情報の開示が求められる。
- **経団連自然保護協議会が2030年ネイチャーポジティブに向けたアクションプランを公表 〈2023年〉**
- **サステナビリティ基準委員会（SSBJ）がサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）案を公表 〈2024年〉**

2023年6月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中で、2024年3月に公開草案を公表。

- ① 2023年3月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示を開始（個別具体的な基準はなし）。
- ② サステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年6月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中で、2024年3月に公開草案を公表。
- ③ SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる
- ④ また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要



- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」では、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する



(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2) 参照先の書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

【気候変動関連等】

- TCFD提言の4つの枠組み（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に沿った開示は、引き続き有用
- TCFD提言に沿った開示を行うにあたり、財務情報とのコネクティビティを意識し、財務的な要素を含めた開示を行うことは有用
- リスク・機会に関する開示について、一覧表で、定量的な情報を含めた開示を行うことは有用
- トランジションやロードマップといった時間軸を持った開示を行うことは、海外の気候変動に関する開示でも重視されており有用
- サステナビリティ情報に関する定量情報について、前提や仮定を含め開示することは有用
- 実績値を開示することは、引き続き有用

【人的資本、多様性等】

- 人的資本可視化指針で示されている2つの類型である、独自性（自社固有の戦略や、ビジネスモデルに沿った取り組み・指標・目標を開示しているか）と比較可能性（標準的指標で開示されているか）の観点を適宜使い分け、又は、併せた開示は有用
- KPIの目標設定にあたり、なぜその目標設定を行ったのかが、企業理念、文化及び戦略と紐づいて説明されることは有用
- マテリアリティをどう考えているのかについて、比較可能性がある形で標準化していくことは有用
- グローバル展開をする企業は、サステナビリティ情報の開示において、例えば、人権に関する地政学リスク等、ロケーションについて着目することも有用
- 独自指標を数値化する場合、定義を明確にし、定量的な値とともに開示することは有用
- 過去実績を示したうえで、長期時系列での変化を開示することは有用
- 背景にあるロジックや、前提、仮定の考え方を開示することは有用
- 人的資本の開示にあたり、経営戦略をはじめとする全体戦略と人材戦略がどう結びついているかを開示することは有用

サステナビリティ基準委員会がサステナビリティ開示基準の公開草案を公表

2024年3月29日
サステナビリティ基準委員会

当委員会は、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）が国際的なサステナビリティ開示基準を開発するために設立されたことを受け、我が国におけるサステナビリティ開示基準を開発すること等を目的として、2022年7月に設立されました。

ISSBは、国際的なサステナビリティ開示基準の開発にあたり、白紙の状態から基準の開発を始めるのではなく、既存の基準やフレームワークを基礎として開発することとしました。ISSBは、これを「グローバル・ベースライン」と位置付け、2023年6月、最初のIFRSサステナビリティ開示基準となるIFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1号」という。）及びIFRS S2号「気候関連開示」（以下「IFRS S2号」という。）を公表しました。

当委員会は、当委員会が高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準を開発するにあたり、グローバル・ベースラインとされるIFRSサステナビリティ開示基準と整合性のあるものとするのが市場関係者にとって有用であると考えられたことから、我が国のサステナビリティ開示基準においても、IFRS S1号に相当する基準及びIFRS S2号に相当する基準の開発に取り組むこととし、検討を重ねてまいりました。

今般、2024年3月21日開催の第33回サステナビリティ基準委員会において、以下のサステナビリティ開示ユニバーサル基準及びサステナビリティ開示テーマ別基準の公開草案（以下あわせて「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

2024年7月31日（水）まで公開草案に対するコメント募集中

国際会計基準（IFRS）財団傘下のInternational Sustainability Standards Board（ISSB）は、国際的な議論やパブリックコメントを得て、2023年6月26日にサステナビリティ開示基準の「IFRS S1」と「IFRS S2」を公表（日本語訳は2024年2月公表）。

IFRS S1は、企業が短期、中期、長期にわたって直面するサステナビリティ関連のリスクと機会について投資家とのコミュニケーションを可能とするべく設計された一連の開示要求事項である。

IFRS S2は、気候関連の具体的な開示を定め、IFRS S1との併用を前提としている。

● IFRS（S1）／一般サステナビリティ開示事項

企業がサステナビリティ関連のリスクと機会を監視、管理、監督するために使用するガバナンスのプロセスや手順。

サステナビリティ関連のリスクと機会を管理するための企業の戦略

企業がサステナビリティ関連のリスクを特定し、評価や優先順位の決定、監視するためのプロセス

サステナビリティ関連のリスクと機会に関する企業のパフォーマンスや設定目標と、目標に対する進捗状況

● IFRS（S2）／気候関連開示事項

企業が気候関連のリスクと機会を監視、管理、監督するために使用するガバナンスのプロセスや手順。

気候関連のリスクと機会を管理するための企業戦略

企業が気候関連のリスクと機会を特定し、評価や優先順位の決定、監視するためのプロセス。

気候関連のリスクと機会に関する企業の実績及び、気候関連目標と進捗状況

「サステナビリティ関連データ・情報」とは

＜ESG関連データの例示＞

E：環境		S：社会		G：ガバナンス	
マネジメントシステム	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ISO14001カバー率 ✓ 環境法令違反発生状況・罰金額 	人事・労務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人材基礎データ（国地域別・年代別、雇用形態別・性別） ✓ 平均年齢・勤続年数 ✓ ダイバーシティ（性別・障がい者率） ✓ ローカル（現地採用）比率 ✓ 組合加入率（国地域別） ✓ 流動性（採用・離職・休職） ✓ 労働時間（国地域別・平均） ✓ 休暇・育休取得率 ✓ 従業員満足度 ✓ 人材育成（1人当たり時間・費用） 	コーポレートガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取締役会に占める非執行独立取締役比率 ✓ 役員ダイバーシティ方針・実績 ✓ 各取締役の在任期間、保有株式数、選任理由 ✓ 取締役報酬に占める長期インセンティブ比率と決定ロジック ✓ 各委員会の開催数と取締役出席率 ✓ グループ会社の取締役会に占めるローカル率
気候変動・脱炭素	<ul style="list-style-type: none"> ✓ GHG排出総量（スコープ1・2・3） ✓ GHG排出原単位 ✓ GHG削減目標 ✓ GHGオフセット量 ✓ エネルギー使用量（再エネ内訳） ✓ 再エネ導入目標 ✓ GHG削減貢献量 ✓ 製品ライフサイクルCO2排出量 	労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ✓ OHSAS18001等マネジメントシステムカバー率 ✓ 労災発生状況（虚偽率・強度率、国地域別） ✓ リスクアセスメント実施率・改善状況 	コンプライアンス	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行動規範カバー率 ✓ コンタクトリスク評価率・リスク発生状況・改善率 ✓ コンプライアンス研修実施率 ✓ 内部通報制度カバー率・通報件数・内訳・調査状況 ✓ 贈収賄・競争法・税務関連違反の発生状況・課徴金／罰金額・処分件数
資源循環	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 投入資源量 ✓ 廃棄物発生量・排出量（資源別） ✓ リサイクル量・率（資源別） ✓ 有害廃棄物発生量・排出量 ✓ 最終処分量 ✓ 水使用量（水質別） ✓ 排水量・水質（排水先別） 	人権	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人権リスク評価（DD）実施率 ✓ 相談／通報制度カバー率 ✓ 相談／通報件数・内訳・調査状況 ✓ 人権リスク発生率・改善率・懲戒処分件数 	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスク監査実施状況
汚染の予防	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 化学物質移動量（PRTR等） ✓ NOx・SOx・VOC等排出量 	調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地サプライヤー調達額・率 ✓ サプライヤー評価制度カバー率・実施率 ✓ サプライヤー相談／通報制度カバー率・相談／通報件数・内訳・調査状況 ✓ 高リスクサプライヤー比率・是正率・取引停止数 	政策影響	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政治献金額（国地域別）
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ MSC・ASC等認証品調達率 ✓ 生物多様性リスク評価率 	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会貢献支出・内訳（寄附・コミュニティ投資） ✓ ボランティア活動参加率・人数 ✓ インパクト評価・経済影響 		

（出所）デロイト トーマツ グループ「ESGデータの収集・開示に係るサーベイ2022」（2022年10月）

経産省サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するWG、「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書（中間整理）－概要版－」（2023年7月18日）

ISO 14001は、環境マネジメントシステムの要求事項を規定。

Plan-Do-Check-Act (PDCA) という**概念**に基づいて、環境マネジメントのレベルを継続的に改善していく仕組み。

環境ガバナンスを組織の全体的なマネジメントシステムに組み込み、環境マネジメントを事業プロセスや戦略の方向性に統合し、リスク及び機会に効果的に取り組むことができるよう、**最高経営層の責任ある関与を求めている**。

組織は、ISO14001の要求事項に沿った環境マネジメントシステムを構築し、規格への適合を自己宣言するほか、外部機関による認証・登録を求めることが可能。外部機関による認証・登録は、JAB（公益財団法人日本適合性認定協会）が認定した認証機関が審査。

ISO14001は、事業者の経営面での管理手法について定めているものであり、具体的な対策の内容や水準を定めるものではない。また、要求事項は一般的な記述となっており、具体的な対応方法は、個々の組織に委ねられている。

- 事業者自らの排出だけでなく、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指す。つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のこと
- サプライチェーン排出量 = **Scope1排出量** + **Scope2排出量** + **Scope3排出量**
- GHGプロトコルのScope3基準では、Scope3を**15のカテゴリに分類**



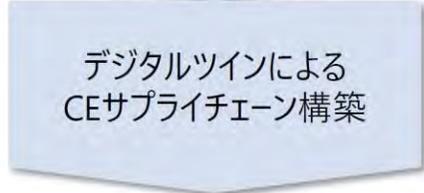
○の数字はScope 3 のカテゴリ

Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

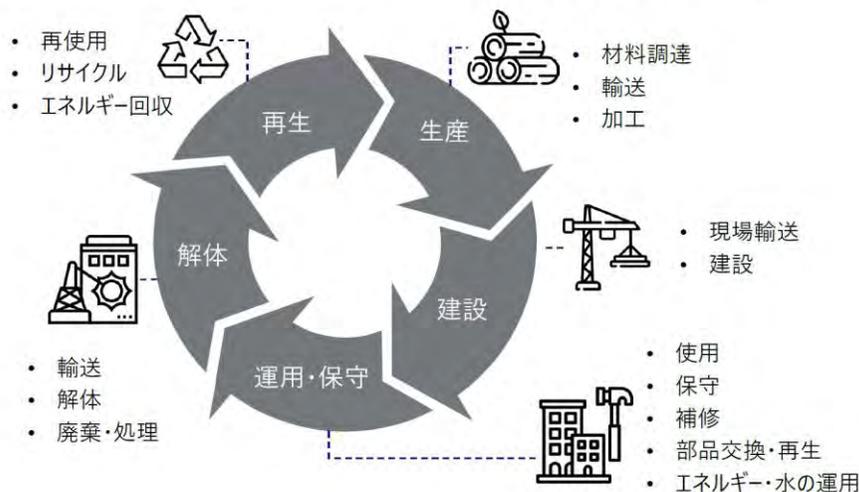
Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

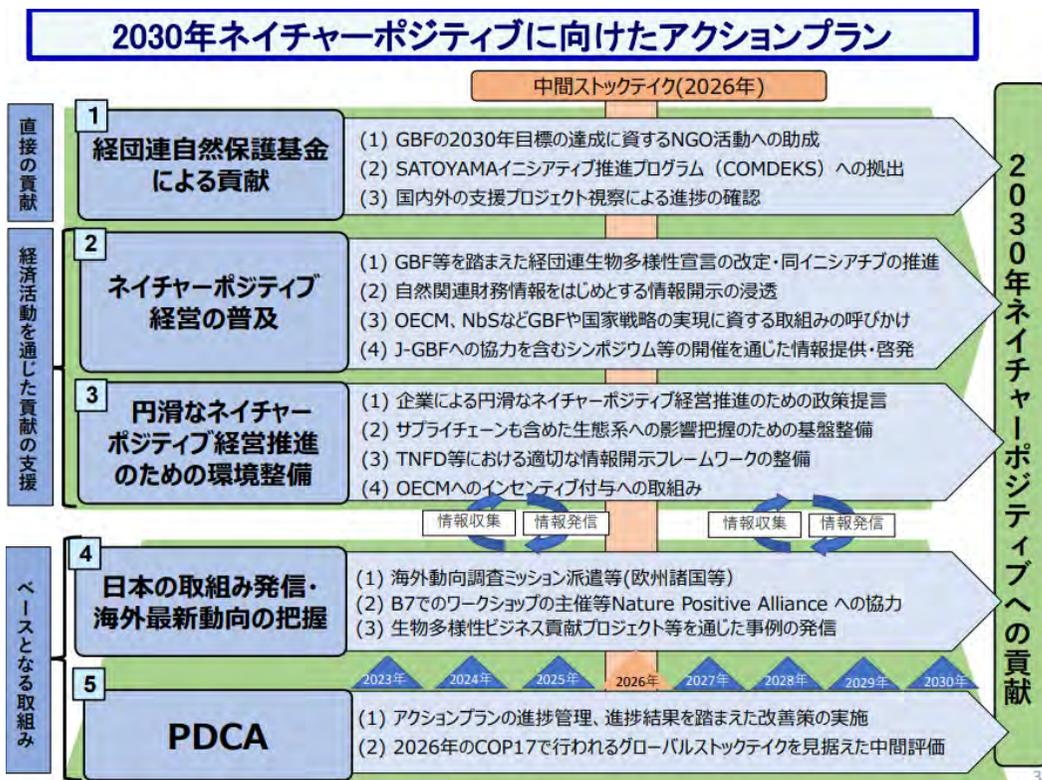
デジタルプロダクト・パスポート (DPP) とは、一意の製品識別子を介して電子的にアクセスできる一連の製品情報を、提供すること。2022年3月に欧州委員会が発表した「持続可能な製品のためのエコデザイン規則案」では、企業へのDPP導入が新たに義務付けられている。



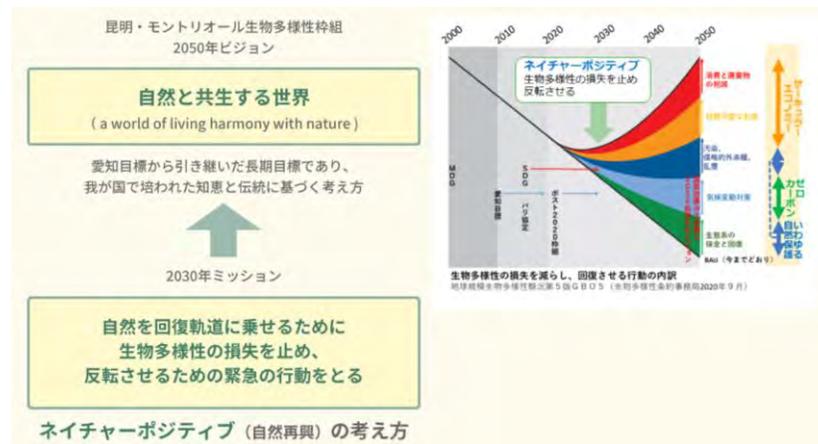
国	概要
イギリス	排出量算定はLondon Plan 21に準拠したLCAプロジェクトに基づくことを要求
デンマーク	すべての新規建築物に関するLCA算定の義務付けが2023年1月以降開始予定
フィンランド	ヘルシンキなど複数都市で土地売買競争の一部でLCAを必須化
スウェーデン	LCA算定に際してMiljöbyggnadとBREEAM SEによる証明を義務付け
カナダ (トロント)	2022年5月からトロントにおける新規建設計画で建築物全体のLCAが義務化



アクションプランでは、2030年ネイチャーポジティブへの貢献を目標に掲げ、①経団連自然保護基金による貢献、②ネイチャーポジティブ経営の普及、③円滑なネイチャーポジティブ経営推進のための環境整備、④日本の取組み発信・海外最新動向の把握を行うとともに、これらについて⑤PDCAを回していく。



(参考) ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。2030年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標



2030生物多様性枠組実現日本会議 (J-GBF) のJ-GBFネイチャーポジティブ宣言
<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/j-gbf/about/>

サステナビリティ関連データが持つ価値

サステナビリティ関連データが財務データと同等な価値がある時代になっている。

- サステナビリティ関連データとは、**企業価値に影響を与える将来のサステナビリティ関連のリスク及び機会への洞察を与えるデータ**であり、将来の財務パフォーマンスを分析する際に極めて有効なもの。**財務データと同等の価値**がある。
- 開示や規制対応の他に、調達先の選定・管理や事業の進捗モニタリングなどへの活用の可能性が示唆。また、投資家側も、企業価値の持続可能性を評価する際に、ROEやROIC等の財務情報に加え、最近では、**サステナビリティ関連情報を一層重視**。

サステナビリティデータの活用例（アンケート調査）

- 経営資源配分（投資判断、製品サービス開発、事業ポートフォリオ、製品ポートフォリオ等）
- サステナビリティに関する目標の設定・進捗モニタリング
- 調達先の選別・サプライチェーンマネジメント
- 人事戦略・人的資本投資
- サステナビリティ活動の推進体制の構築・整備
- リスク及び機会の評価・管理
- その他（資金調達、再エネの導入）等

投資家が株式価値向上に向け重視する項目

(1) 株式価値向上に向け、経営目標として企業が重視することが望ましい具体的指標を全てお答え下さい。（複数選択可）

- | | |
|---------------------|-------------------------------|
| a. ROE（株主資本利益率） | j. 配当性向（配当／当期利益） |
| b. ROA（総資本利益率） | k. 株主資本配当率（DOE）（DOE=ROE×配当性向） |
| c. 売上高利益率 | l. 配当総額または1株当たりの配当額 |
| d. 売上高・売上高の伸び率 | m. 総還元性向（（配当＋自己株式取得）／当期利益） |
| e. 利益額・利益の伸び率 | n. 配当利回り（1株当たり配当／株価） |
| f. 市場占有率（シェア） | o. 自己資本比率（自己資本／総資本） |
| g. 経済付加価値（EVA前） | p. DEレシオ（有利子負債／自己資本） |
| h. ROIC（投下資本利益率） | q. 資本コスト（WACC等） |
| i. FCF（フリーキャッシュフロー） | r. E（環境）に関する指標（CO2排出量等） |
| | s. S（社会）に関する指標（女性管理職比率等） |
| | t. その他（具体的には） |



（回答数：2022年度：96,2021年度：95,2020年度：101）

「その他」の回答例：PBR

（出所）一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果一覧（2022年版）投資家様向けアンケート」赤囲い及び赤矢印は、経済産業省が付記。

経産省サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するWG、「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書（中間整理）－概要版－」（2023年7月18日）

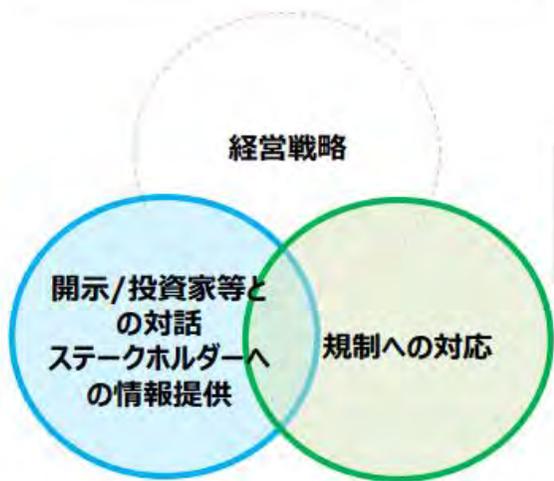
サステナビリティ関連データを経営戦略に活かす必要がある。

- 「開示」「規制対応」と「経営戦略」は、それぞれ独立したものではなく、企業価値を高めるものとして、それぞれ繋がっている。
- コストや時間をかけて収集した価値あるデータを、**開示、規制対応のみで終わらせるのではなく**、経営戦略との繋がりと捉え、**三位一体として積極的に活用**していくことが、経営の高度化に繋がる。

サステナビリティ関連データの開示を超えた三位一体の戦略的活用

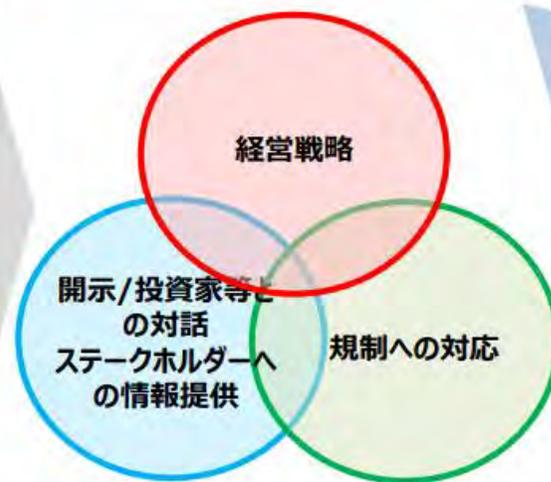
これまでは、、、

開示、規制対応が中心



これからは、、、

三位一体の戦略的活用



例えば、

・開示基準等で求められている開示項目は、すなわち、投資家等が投資判断に必要なものとして求めているものであり、企業価値に直結ものである。企業は、**開示要請に応えることを通じて収集したデータを創意工夫により分析・活用**することで、**経営戦略の更なるブラッシュアップ**を果たし、企業価値を高めていくことが可能となる。

・また、規制への対応についても、それを通じて**収集したデータ（例えば、製品のCFP（カーボンフットプリント）など）を分析し、製品開発などに活かしていく**ことで、経営戦略の高度化を図っていくことにもなる。

サステナビリティ関連データの「収集」に関する課題と対応の方向性

サステナビリティ関連データを効率的に収集することが求められる。

- 開示要請・規制への対応も含めて、今後、企業価値向上に向けた三位一体でのサステナビリティ関連データの活用が一層進んでいくものと期待。その中で、必要なデータの粒度や頻度などの水準がこれまで以上に上がり、**活用されるデータ・情報も、量・質ともに格段に拡充していくことが予想される。**
- このため、サステナビリティ関連データを活用した高度なサステナビリティ経営を実践していくためには、**必要なデータを効率的に収集する体制を構築していくことが重要**である。しかし、現状は、**データ収集のための体制・オペレーション面で多くの課題**がある。

(1) 主な課題

① 連結子会社（海外拠点を含む）からのデータ収集における課題

- ✓ 企業グループ内の連携不足（関連部署の理解が得られない等）
- ✓ 連結ベースでの収集体制（仕組み、データベース等）が未整備
- ✓ 各国で法規制等が異なり、データの定義がバラバラ 等

② バリューチェーンに関するデータ収集における課題

- ✓ データ提供者に対して支配力がない
- ✓ データの質にばらつきがあり、比較可能性が低い 等

③ 収集ツール（ITシステム等）の未整備

- ✓ エクセル中心の非効率な収集
- ✓ 一元的なITシステムが未整備 等

④ 業務プロセスの未確立

- ✓ データ収集のための業務プロセスが確立していない
- ✓ 全社一元的なマニュアルが未整備
- ✓ 詳細な手順等がマニュアルに落とし切れていない 等

⑤ 人材不足

- ✓ マンパワー不足
- ✓ 専門人材の不足
- ✓ 人材育成システムの未整備 等

(2) 対応の方向性

① 収集体制の確立

(ア) 業務分掌の明確化と統括部署等の設置

- ✓ サステナビリティ関連情報・データを統括する部署の設置、指揮・系統権限を付与 等

(イ) 企業グループ内の連携強化

(ウ) バリューチェーンに関するデータ収集への対応

- ✓ 各社の実情に合わせ、step-by-stepで対応
- ✓ 将来的には、国内外データ連携・共有プラットフォーム等との接続も視野に、相互運用性が高いシステムの開発

(エ) 十分かつ適切な内部統制等の整備・運用

(オ) サステナビリティ関連データの収集に係る人材の確保・育成

- ✓ データの特定、収集体制を構築できるスキルを有する人材の確保・育成
- ✓ 社内のシステムエンジニアとの連携やデータアナリストの採用
- ✓ 各部門・拠点でデータ入力を行う人材の確保・育成

② 収集のためのオペレーションの確立

(ア) 業務プロセスの段階的・計画的な構築

(イ) ITシステムの段階的導入

(ウ) 網羅的かつ統一的な社内マニュアルの策定・運用

経産省サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するWG、「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書（中間整理）－概要版－」（2023年7月18日）

経済産業省と株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）は、投資家等との建設的な対話を通じて、社会のサステナビリティ課題やニーズを自社の成長に取り込み、必要な経営改革・事業変革によって長期的かつ持続的な企業価値創造を進めている先進的企業を「サステナビリティ・トランスフォーメーション銘柄（以下「SX銘柄」という。）」として選定・表彰し、変革が進む日本企業への再評価と市場における新たな期待形成を促す事業を開始。

※SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）とは、社会のサステナビリティと企業のサステナビリティを同期化させ、そのために必要な経営・事業変革を行い、長期的かつ持続的な企業価値向上を図っていくための取組。



申請・お問合せ English サイトマップ 本文へ 文字サイズ変更

ニュースリリース

会見・談話

審議会・研究会

統計

ホーム > 政策について > 政策一覧 > 経済政策 > 経営イノベーション・事業化促進 > 企業会計、開示、CSR（企業の社会的責任）政策 > SX銘柄

SX銘柄

SX銘柄について

- 「SX」とは、企業が持続的に成長原質を生み出し、企業価値を高めるべく（「企業のサステナビリティ」の向上）、社会のサステナビリティ課題に由来する中長期的なリスクや事業機会を踏まえ（「社会のサステナビリティ」との同期化）、資本効率性を意識した経営・事業変革を投資家等との間の建設的な対話を通じて実行することを指します。
- SXを通じて持続的に成長原質を生み出す力を高め、企業価値向上を実現する先進的企業群を、「SX銘柄2024」として、選定・公表します。

1. SX銘柄の応募について【募集終了】

※2023年11月30日にて「SX銘柄2024」の募集は終了いたしました。

(1) 応募概要

「SX銘柄2024」の募集を下記の通り実施いたします。SX銘柄の審査の過程では、応募企業の価値創造ストーリーについて、価値創造ガイダンス2.0のフレームワークを元に審査を行います。価値創造ガイダンス2.0（2022年8月公表）[こちら](#)を事前にご参照のうえ、応募ください。

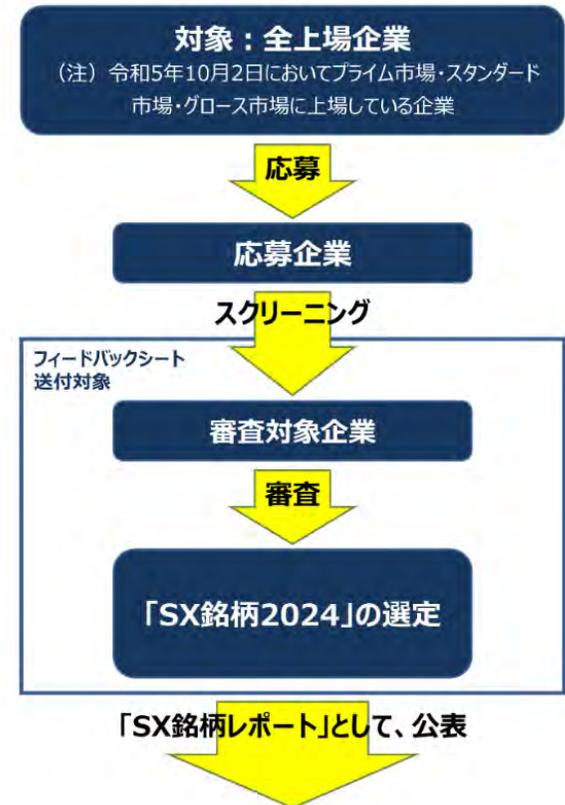
<対象企業>

令和5年（2023年）10月2日時点で東京証券取引所のプライム市場・スタンダード市場・グロース市場に上場している全ての企業

<応募期間>

令和5年（2023年）10月 2日（月） 10:00 開始

令和5年（2023年）11月30日（木） 16:00 締切（厳守）



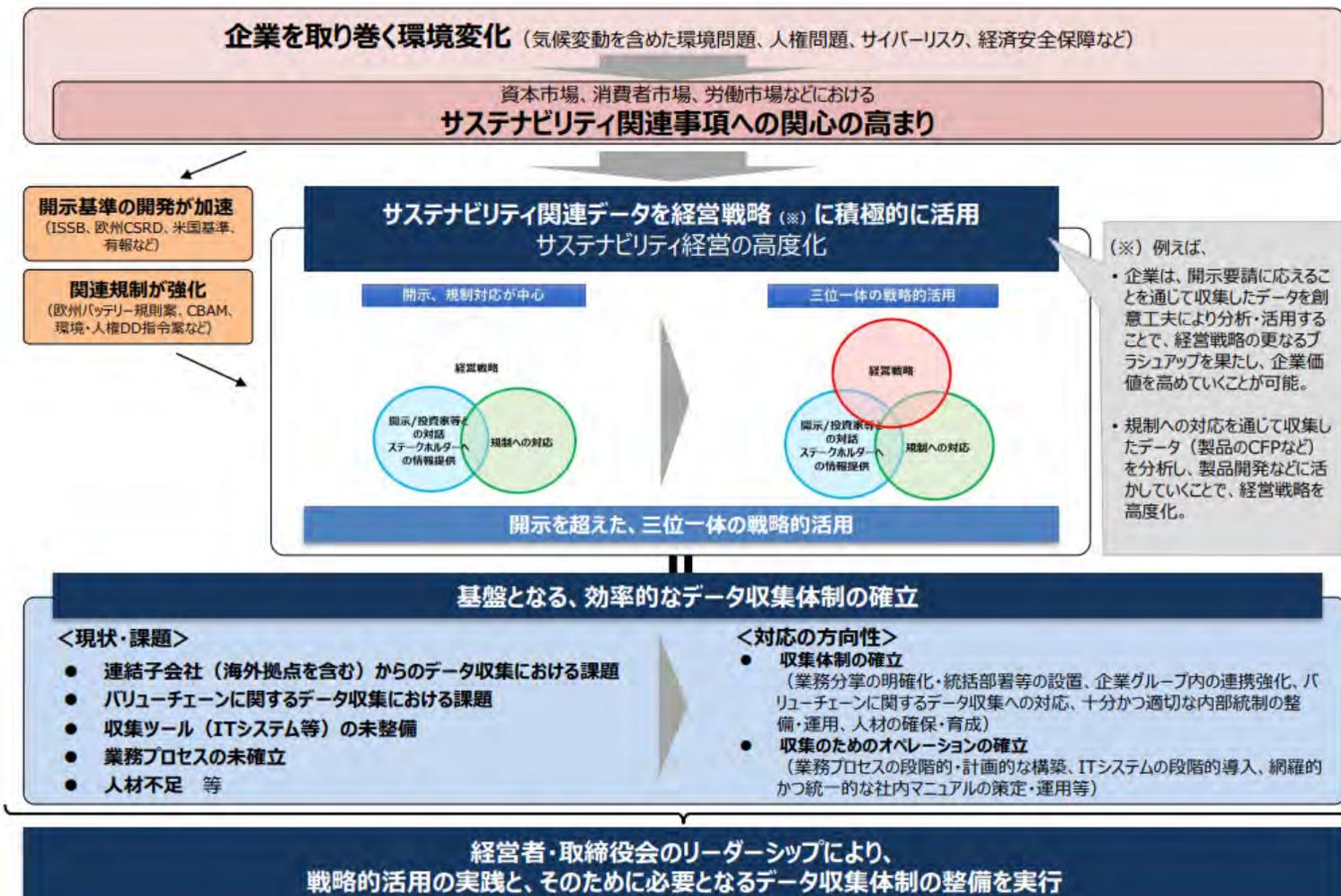
ESG投資・消費



サステナビリティ経営
経営戦略
規制対応
情報開示



データ収集体制



経産省サステナブルな企業価値創造に向けたサステナビリティ関連データの効率的な収集と戦略的活用に関するWG、「サステナビリティ関連データの効率的な収集及び戦略的活用に関する報告書（中間整理）－概要版－」（2023年7月18日）

ご清聴ありがとうございました

JFMAエネルギー環境保全マネジメント研究部会